

総行政第36号  
法務省保更第8号  
令和8年1月30日

各都道府県知事 殿  
各市区町村長 殿

総務省地域力創造審議官 恩 田 馨  
(公印省略)

法務省保護局長 吉 川 崇  
(公印省略)

更生保護制度の充実を図るための保護司法等の一部を改正する法律の成立・公布を踏まえた保護司の活動に対する一層の御理解・御協力について（依頼）

平素から、各地域における保護司活動に対し格別の御理解・御協力をいただき、感謝申し上げます。

令和7年12月10日、「更生保護制度の充実を図るための保護司法等の一部を改正する法律」が公布されました。

同法律による保護司法の主な改正内容等は別添のとおりであり、保護司の適任者確保、活動環境の整備及び安全確保に関する国の責務を規定するとともに、地方公共団体による保護司・保護司会・保護司会連合会に対する協力規定を、いわゆる「できる規定」から努力義務規定に改めることとするなどの改正事項が盛り込まれており、公布の日から1年を超えない範囲内において施行することとされています。

保護司は、地域における再犯防止と犯罪予防を推進し、安全・安心な地域社会を実現する上で欠かすことのできない存在であり、国においてもその活動支援に一層取り組むこととしています。

地方公共団体におかれては、これまでも保護司活動に対し多大なる御支援をいただいていることに厚く御礼を申し上げますとともに、同法律の成立・公布を踏まえ、下記の支援の例を参考に、より一層の御理解・御協力を賜りますようお願い申し上げます。

なお、本通知は地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項に基づく技術的な助言であることを申し添えます。

## 記

### 【地方公共団体の保護司活動に対する支援の例】

- ・更生保護サポートセンター<sup>注1</sup>などの保護司の活動場所について、庁舎やコミュニティセンターなどの公的施設に入居させていただくこと

(注1) 更生保護サポートセンター

地域における更生保護活動の拠点として設置され、保護司が駐在して、保護観察対象者との面接、関係機関との会議、保護司会における研修などに活用されています。

- ・庁舎やコミュニティセンターなどの公的施設を保護司が保護観察対象者等と面接する場所として利用させていただくこと
- ・利用させていただいている面接場所について、働いている現役世代も含め、幅広い世代の保護司が活用しやすいよう、土日祝日や夜間も利用できるようにしていただくこと
- ・地方公共団体の広報誌等で保護司活動の紹介をしたり、地方公共団体の退職者セミナー等において、保護司活動の説明をする機会を設けたりするなどして、保護司の適任者確保のための広報に協力いただくこと
- ・地方公共団体の現役職員の中から、保護司の適任者を推薦いただくこと
- ・ボランティア休暇や職務専念義務の免除について、保護司活動を適用対象にさせていただくなどして、保護司である地方公共団体の職員が保護司活動に従事しやすい環境を整備いただくこと
- ・保護司・保護司会・保護司会連合会が行う周知啓発活動や学校と連携した非行防止教室などの地域活動について、活動場所を提供したりして支援いただくこと

(参考) 本法律による更生保護事業法及び更生保護法の改正により、地方公共団体による更生保護事業(更生保護施設<sup>注2</sup>など)、更生保護に係る民間活動(更生保護女性会<sup>注3</sup>、BBS会<sup>注4</sup>などによる活動)に対する協力規定についても、同様に努力義務規定に改めることとされています。

(注2) 更生保護施設

刑務所などから釈放された人や保護観察を受けている人などのうち、頼るべき人がいないなどの理由で直ちに自立更生することが難しい人たちに対して、一定期間、宿泊場所や食事を提供したり、就職指導や社会適応のために必要な生活指導を行ったりして、円滑な社会復帰を支援する民間の施設です。

(注3) 更生保護女性会

地域社会の犯罪・非行の未然防止のための啓発活動を行うとともに、青少年の健全な育成を助け、犯罪をした人や非行のある少年の改善更生に協力することを目的とするボランティア団体です。

(注4) BBS会

非行少年等さまざまな立場の少年に「兄」や「姉」のような立場で接し、一緒に悩み、学び、楽しむことを通じて、少年の立ち直りや自立を支援するとともに、非行防止活動を行う青年ボランティア団体です。

## 背景

- 保護司の担い手確保が年々困難となり、高齢化も加速し、適任者確保等が課題に
- R6.5、保護司が犯罪被害に遭い、安全確保が大きな課題に
- 法務大臣に「持続可能な保護司制度の確立に向けた検討会 報告書」が提出 (R6.10)

↓ **運用による改善 (新任委嘱時の上限年齢撤廃、複数指名の積極化等) を図るとともに、「法改正によらなければ対応できない事項」や「施策を推進するために必要な事項」について法改正**

## 改正のポイント

保:保護司法 更:更生保護法 事:更生保護事業法  
※条文番号は改正後のもの

### 1 保護司の適任者確保

- **保護司の使命及び委嘱条件の見直し** (保1・3)  
⇒今の時代に求められる保護司像を明確化  
「安心・安全な地域社会の実現」  
「人格識見が高い」「職務の遂行に必要な時間を確保できる」  
「他の保護司及び保護観察官と協働して誠実かつ熱心に職務を行う」
- **広報や関係機関との連携を保護観察所の長の責務として規定** (保3)  
⇒保護司の人脈のみに頼った候補者探しからの脱却
- **保護司の任期の延長 (2年 ⇒ 3年)** (保6)  
⇒より安定的に活動し、経験を積むことを可能に

より多様な保護司の  
担い手の確保

### 2 保護司の活動環境の改善

- **保護司会等の任務規定の整備** (保12・13)  
⇒保護司の活動拠点である更生保護サポートセンターの法定化
- **保護観察所の長による保護司会等への支援規定の新設** (保14)  
⇒保護司会等の負担を軽減 ※国による支援も推進
- **地方公共団体による保護司会等への協力規定の整備** (保18)  
⇒「できる規定」から「努力義務規定」に改正し、  
活動場所の確保など地方公共団体の協力を促進
- **民間企業による保護司である従業者への配慮規定の新設** (保19・20)  
⇒休暇や勤務時間への配慮など、働きながら、  
保護司として活動しやすい環境を整備

国・地方・民間で  
保護司を支え、  
安定・継続的な  
保護司活動の実現

### 3 保護司の安全確保

- **保護司の安全確保に関する国の責務規定の新設** (保16)  
⇒面接場所の確保等の施策を推進
- **保護司の職務の執行区域の弾力化** (保7)  
⇒他の保護区の更生保護サポートセンターや面接場所を  
活用しやすくし、面接を行う場所の選択肢を広げる
- **公務所等への照会規定及び少年鑑別所による鑑別の規定の新設** (更64・78の3)  
⇒保護観察対象者の再犯リスクの分析・評価のための情報の収集を強化し、  
リスクに応じて保護観察官の関与を強める

安全・安心な  
保護司活動の実現

### 4 その他更生保護制度の充実

(更2・事3)

- **更生保護事業や更生保護活動に対する地方公共団体の協力規定の整備** など

# 令和7年保護司法等改正を踏まえた保護司活動を支える取組の概要

**更生保護**は、犯罪や非行をした人が地域社会の中で改善更生していくことを助けるための各種取組であり、**新たな被害者も加害者も生まない、安全で安心な地域社会を作っていくために重要**。

更生保護の取組は、保護司を始めとする民間協力者の活動なくしては成り立たないものであり、**保護司法等の改正（※）を踏まえ、保護司等の活動を地域全体で支える環境を整備**していく。

※更生保護制度の充実を図るための保護司法等の一部を改正する法律（令和7年法律第82号）。一部を除き公布後1年以内に施行。

## 法改正のポイント

## 主な取組

より多様な  
保護司の  
担い手の  
確保

国・地方・  
民間で  
保護司を  
支える環境  
を整備

安全・  
安心な  
保護司活動  
の実現

### 1 保護司の適任者確保

- 保護司の使命及び委嘱条件の見直し  
⇒今の時代に求められる保護司像を明確化し社会的認知を向上
- 広報や関係機関との連携を保護観察所の長の責務として規定
- 保護司の任期の延長（2年⇒3年）  
⇒より長く安定的に活動し、経験を積むことを可能に



- 保護司活動インターンシップや保護司セミナーの実施により、将来的に保護司候補者となり得る方に継続的に働きかけ
- 保護司の新任委嘱時の上限年齢（66歳以下）を撤廃済み
- 地方公共団体等の関係機関の広報誌を通じるなどして、保護司のなり手を広く募集（地域の実情に応じて実施）
- 社会を明るくする運動等を通じて保護司制度等の広報を推進

### 2 保護司の活動環境の改善

- 保護司の活動拠点である更生保護サポートセンターの法定化
- 保護観察所の長による保護司会等への支援規定の新設
- 地方公共団体による保護司会等への協力規定の整備  
⇒「できる規定」から「努力義務規定」に改正し、活動場所の確保など地方公共団体の協力を促進
- 民間企業による保護司である従業者への配慮規定の新設  
⇒休暇や勤務時間への配慮など、働きながら保護司として活動しやすい環境を整備



- 関係機関との連携を強化し、保護観察対象者等への支援を保護観察所、保護司、関係機関等が一体となって実施
- 保護司活動に協力する民間企業に対して感謝状を贈呈するなど、保護司活動を地域で支える取組を促進
- 保護司活動に要した費用を支給する保護司実費弁償金の充実や保護司活動に伴う事務作業の簡素化、デジタル化を通じて保護司の負担を軽減

### 3 保護司の安全確保

- 保護司の安全確保に関する国の責務規定の新設  
⇒面接場所の確保等の施策を推進
- 保護司の職務の執行区域の弾力化  
⇒隣接する保護区の更生保護サポートセンターを活用しやすくし、面接場所の選択肢を広げる
- 公務所等への照会規定及び少年鑑別所による鑑別の規定の新設

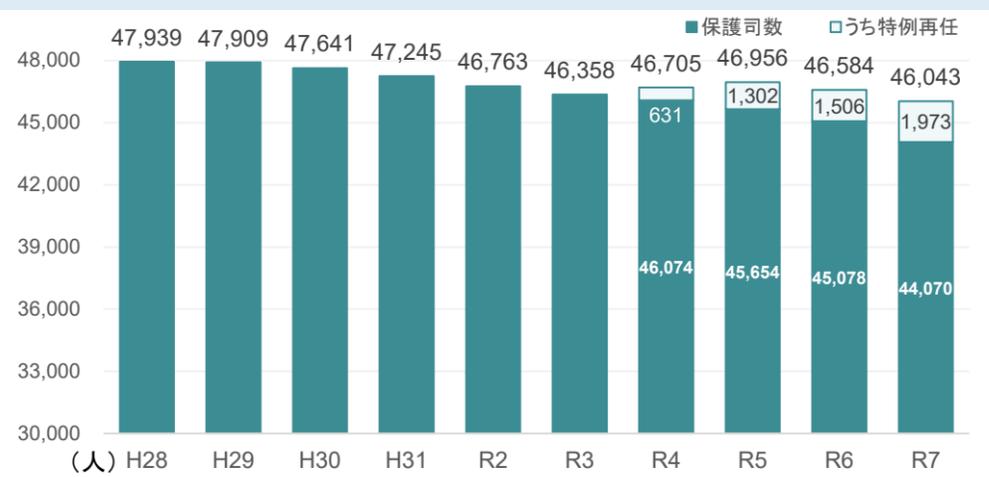


- 1つの保護区内における2つ目の更生保護サポートセンターの設置（令和7年度～43か所）
- その他自宅以外における面接場所の確保の取組を推進
- 保護司が自宅以外で面接を実施した場合に、面接場所の利用にかかった費用を実費弁償する予算を措置
- 保護観察対象者の再犯リスクの分析・評価を強化し、リスクに応じて保護観察官の関与を強化
- 保護司が複数人で保護観察等を担当する保護司複数指名制を積極化

# 保護司制度の現状と課題

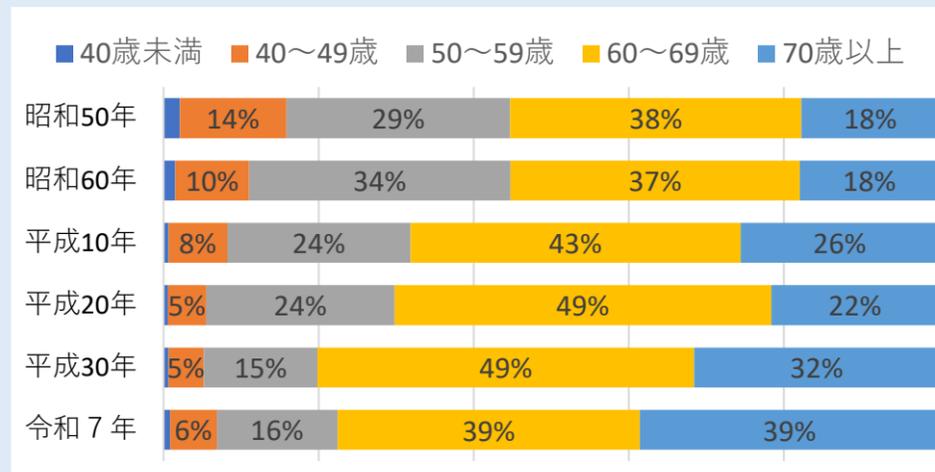
- 保護司の**減少傾向・高齢化**が続いており、**従前以上に多様な方に保護司を委嘱し、保護司制度を持続可能なものとする必要**。
- 令和6年5月、滋賀県で保護司が殺害され、担当していた保護観察対象者が逮捕・起訴される事件が発生しており、**保護司が安全に安心して活動できる環境の整備が必要**。
- 令和7年12月に保護司法の改正法案が成立し、**地方公共団体による保護司活動への協力は「できる」規定から「努力義務」規定に変更**（公布後1年以内に施行）。

## 保護司数の推移



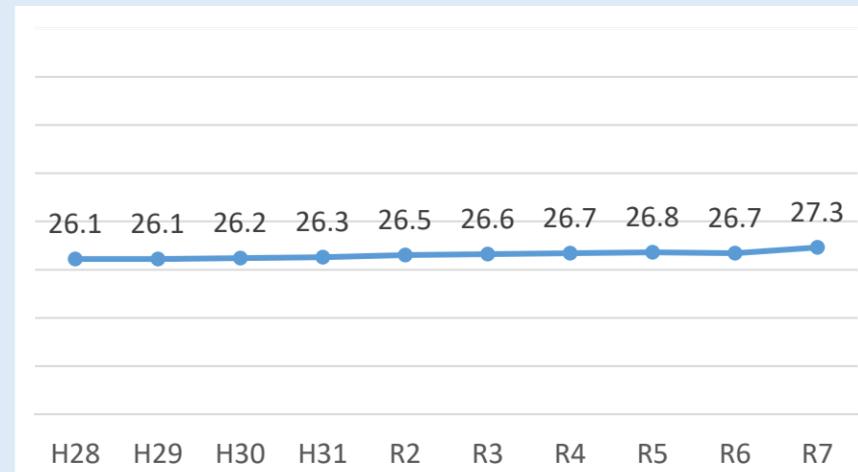
長く減少傾向にある

## 保護司年齢別構成の推移



70歳代が増加している

## 保護司に占める女性比率の推移



女性の保護司は3割未満で推移

※いずれも各年1月1日現在

## 地方公共団体の皆さまへのお願い

- 保護司の高齢化や定年年齢の上昇を受けて、**働いている現役世代の方々**にもより一層、保護司として活躍いただくため、**地方公共団体の職員の保護司への就任と、保護司である職員が保護司活動を行う**ことへの御配慮をお願いいたします。  
なお、保護司には給与が支給されないため、地方公務員法上の兼業の許可は不要です。
  - ・ **ボランティア休暇や職務専念義務の免除**について、保護司活動への適用を御検討いただきたいこと。
  - ・ 保護司になりたい旨の申出が職員からあった場合は、必要に応じ、**周囲の職員にも理解を求める**などの支援を行うこと。
- 保護司が**自宅以外の場所で保護観察対象者との面接を実施できる環境の整備**に御協力をお願いいたします。
  - ・ 公民館やコミュニティセンターなどの**公共施設を面接場所や更生保護サポートセンターとして、保護司・保護司会が利用**することに御協力いただきたいこと。
  - ・ 提供いただいた面接場所について、**夜間、休日も含めて利用**できるよう御配慮いただきたいこと。

更生保護制度の充実を図るための保護司法等の一部を改正する法律

(保護司法の一部改正)

第一条 保護司法（昭和二十五年法律第二百四号）の一部を次のように改正する。

第一条中「世論の啓発」を「の世論の啓発、社会環境の改善及び地域住民の活動の促進」に、「地域社会の浄化をはかり」を「安心して暮らすことのできる安全な地域社会の実現を図り」に改める。

第三条第一項中「左の」を「次の」に、「すべて」を「全て」に、「委嘱する」を「委嘱する」に改め、同項第一号及び第二号を次のように改める。

一 人格識見が高いこと。

二 他の保護司及び保護観察官と協働して誠実かつ熱心に職務を行う意欲を有すること。

第三条第一項中第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三 職務の遂行に必要な時間を確保できること。

第三条第三項中「委嘱は」の下に「、多様な保護司がそれぞれの個性と能力を發揮して事務に従事することの重要性に鑑み」を、「から」の下に「、保護司の多様性の確保に配慮しつつ」を加え、同条に次の

一項を加える。

5 保護観察所の長は、保護司の職務の意義及び内容に関する広報を実施するとともに、第三項の推薦を行ふに当たり、関係行政機関若しくは地方公共団体又は民間の団体若しくは個人の協力を得て、多様な人材の確保に資するように努めるものとする。

第六条を削る。

第七条中「二年」を「三年」に改め、同条ただし書中「但し」を「ただし」に改め、同条を第六条とする。

第八条ただし書中「但し」を「ただし」に、「は、この限りでない」を「その他特に必要があるときは、当該区域外においても、職務を行うことができる」に改め、同条に次の一項を加える。

2 保護司は、前項ただし書の規定によりその置かれた保護区の区域外において職務を行うとき（地方更生保護委員会又は保護観察所の長から特に命ぜられたときを除く。）は、あらかじめ、又はその職務を行つた後遅滞なく、地方更生保護委員会又は保護観察所の長にその旨を報告しなければならない。

第八条を第七条とする。

第八条の二第一号中「又は」を「、又は」に改め、同条第二号中「又は」を「、又は」に、「ための」を「ための地方公共団体の施策及び」に改め、同条第三号を削り、同条第四号中「又は」を「、又は」に改め、同号を同条第三号とし、同条を第八条とする。

第十条を削り、第十一条を第十条とし、第十二条を第十一条とする。

第十三条第二項第一号中「第八条の二」を「第八条」に改め、同項第四号中「事項」を「事務」に改め、同号を同項第六号とし、同項第三号の次に次の二号を加える。

四 保護司の職務に関する研修の機会の提供

五 更生保護サポートセンター（保護司の職務の円滑かつ効果的な遂行に資する施設として法務省令で定めるものをいう。）の運営

第十三条を第十二条とする。

第十四条第二項第四号中「事項」を「事務」に改め、同号を同項第五号とし、同項第三号の次に次の一号を加える。

四 保護司の職務に関する研修の機会の提供

第十四条を第十三条とし、同条の次に次の一条を加える。

(保護司会等への支援)

第十四条 保護観察所の長は、第十二条第二項に規定する保護司会の任務及び前条第二項に規定する保護司会連合会の任務の円滑かつ効果的な遂行を図るため、保護司会及び保護司会連合会に対し、情報の提供、助言その他の必要な支援を行うものとする。

第十八条を第二十一条とする。

第十七条中「かんがみ」を「鑑み、その地方公共団体の地域の状況に応じ」に、「ことができる」を「ように努めなければならない」に改め、同条に次の一項を加える。

2 地方公共団体は、第十六条の措置の実施に関し国から必要な協力を求められた場合には、これに応ずるように努めなければならない。

第十七条を第十八条とし、同条の次に次の二条を加える。

(事業主の措置)

第十九条 事業主（国及び地方公共団体を除く。）は、その使用する者が保護司の職務を円滑かつ効果的

に行うことができるよう、保護司の職務を行うための休暇を取得しやすい環境の整備その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(不利益取扱いの禁止)

第二十条 労働者が保護司の職務を行うために休暇を取得したことその他保護司であること、保護司になろうとしたこと又は保護司であつたことを理由として、解雇その他不利益な取扱いをしてはならない。

第十六条を第十七条とし、第十五条の次に次の一条を加える。

(国の責務)

第十六条 国は、保護司が安全にかつ安心してその職務を円滑かつ効果的に行うことができる環境を整備するため、保護司が面接をするのに適当な場所の確保、保護司への支援体制の整備その他の必要な措置を講ずるものとする。

(更生保護事業法の一部改正)

第二条 更生保護事業法（平成七年法律第八十六号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項第一号中「者」を「者又は保護観察に付されていた者」に改め、同項第三号中「（第一号

に該当する者を除く。次号及び第五号において同じ。」を削り、同項第八号中「退院し、又は仮退院を許された者（第一号に該当する者を除く。）」を「退院した者」に改める。

第三条第一項中「かんがみ」を「鑑み」に改め、同条第二項中「かんがみ」を「鑑み、その地方公共団体の地域の状況に応じ」に、「ことができる」を「よう努めなければならない」に改める。

第六十一条の二の次に次の一条を加える。

（安全の確保）

第六十一条の三 法務大臣は、認可事業者及び届出事業者の従業者が安全にその職務を行うことができるよう、これら事業者がその従業者の安全を確保することができるようにするために必要な施策の推進に努めなければならない。

（更生保護法の一部改正）

第三条 更生保護法（平成十九年法律第八十八号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「を促進し」を「（次項において「民間活動」という。）を促進し、同項の責務を果たすための地方公共団体の施策を支援し」に改め、同条第二項中「前項の活動」を「民間活動」に、「かん

がみ、これ」を「鑑み、その地方公共団体の地域の状況に応じ、民間活動」に、「ことができる」を「よ  
うに努めなければならない」に改める。

第七条に次の二項を加える。

2 委員長及び委員は、再任されることができる。

3 委員長及び委員は、任期が満了した場合においても、後任者が任命されるまでは、第一項の規定にか  
かわらず、引き続き在任する。

第十条第二項中「とき」を「とき、又は委員長が欠けたとき」に、「職務」を「職務を代理し、又はそ  
の職務」に改める。

第十一条第五項中「ある」を「あり、又は委員長が欠けた」に、「職務」を「職務を代理し、又はその  
職務」に改める。

第十八条に次のただし書を加える。

ただし、再任を妨げない。

第三十二条中「保護司は」の下に「、地域社会を構成する一員として、それぞれの個性と能力を發揮し



の規定により保護観察に付された保護観察付執行猶予者（以下「」及び「」という。）を削る。

第八十二条の見出し中「收容中の者」を「收容中の者等」に改め、同条第一項中「ている者又は」を「、若しくは労役場に留置されている者又は」に、「收容中の者」を「收容中の者等」に、「ときは」を「ときは、その者との面接を行うこと」に改め、同条第四項を同条第六項とし、同条第三項中「收容中の者」を「收容中の者等」に改め、同項を同条第五項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 保護観察所の長は、前項の規定による調整を行うに当たっては、收容中の者等が收容されている刑事施設（労役場に留置されている場合には、当該労役場が附置された刑事施設）又は少年院の職員から参考となる事項について聴取し、及びこれらの者に面接への立会いその他の協力を求めることができる。

3 前項の規定による聴取は、保護観察官又は保護司をして行わせるものとする。

第八十四条中「第六十一条第一項」の下に「及び第六十四条第四項」を加える。

第八十六条第一項中「收容中の者」を「收容中の者等」に、「又は」を「、第八号又は」に改め、同条第二項中「收容中の者」を「收容中の者等」に改め、同条第三項ただし書中「期間の満了によって前条第

一項第一号」を「終了により前条第一項第一号若しくは第二号」に、「仮退院」を「仮退院若しくは少年法第六十四条第一項第二号の保護処分」に、「同項第九号」を「前条第一項第九号」に改める。

## 附 則

### (施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第三条中更生保護法第八十二条並びに第八十六条第一項及び第二項の改正規定並びに附則第三項の規定は、公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

### (保護司の任期及び解嘱に関する経過措置)

2 この法律の施行の際現に保護司に委嘱されている者の任期及び解嘱については、なお従前の例による。

### (住民基本台帳法の一部改正)

3 住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）の一部を次のように改正する。

別表第一の三十の三の項中「同条第三項」を「同条第五項」に改める。

## 理由

更生保護制度の充実を図るため、保護司の委嘱条件の見直し、任期の延長及び職務の執行区域の弾力化、保護観察付全部執行猶予者の鑑別に関する規定の新設による当該者に対する適切な処遇の実施等、保護司の安全確保を図り、その適任者を確保するための措置を講ずるとともに、更生保護事業における保護の対象者の拡大等の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

更生保護制度の充実を図るための保護司法等の一部を改正する法律案新旧対照条文

目次

○ 保護司法（昭和二十五年法律第二百四号）（第一条関係）	1
○ 更生保護事業法（平成七年法律第八十六号）（第二条関係）	7
○ 更生保護法（平成十九年法律第八十八号）（第三条関係）	9
○ 住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）（附則第三項関係）	15



更生保護制度の充実を図るための保護司法等の一部を改正する法律案新旧対照条文

(傍線部分は改正部分)

○ 保護司法(昭和二十五年法律第二百四号)(第一条関係)

改正案	現行
<p>(保護司の使命)</p> <p>第一条 保護司は、社会奉仕の精神をもつて、犯罪をした者及び非行のある少年の改善更生を助けるとともに、犯罪の予防のための世論の啓発、社会環境の改善及び地域住民の活動の促進に努め、もつて安心して暮らすことのできる安全な地域社会の実現を図り、個人及び公共の福祉に寄与することを、その使命とする。</p> <p>(推薦及び委嘱)</p> <p>第三条 保護司は、次の各号に掲げる全ての条件を具備する者のうちから、法務大臣が委嘱する。</p> <p>一 人格識見が高いこと。</p> <p>二 他の保護司及び保護観察官と協働して誠実かつ熱心に職務を行う意欲を有すること。</p> <p>三 職務の遂行に必要な時間を確保できること。</p> <p>四・五 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前二項の委嘱は、多様な保護司がそれぞれの個性と能力を発揮して事務に従事することの重要性に鑑み、保護観察所の長が推薦した者のうちから、保護司の多様性の確保に配慮しつつ行うものとする。</p>	<p>(保護司の使命)</p> <p>第一条 保護司は、社会奉仕の精神をもつて、犯罪をした者及び非行のある少年の改善更生を助けるとともに、犯罪の予防のため世論の啓発に努め、もつて地域社会の浄化をはかり、個人及び公共の福祉に寄与することを、その使命とする。</p> <p>(推薦及び委嘱)</p> <p>第三条 保護司は、左の各号に掲げるすべての条件を具備する者のうちから、法務大臣が、委嘱する。</p> <p>一 人格及び行動について、社会的信望を有すること。</p> <p>二 職務の遂行に必要な熱意及び時間的余裕を有すること。</p> <p>(新設)</p> <p>三・四 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前二項の委嘱は、保護観察所の長が推薦した者のうちから行うものとする。</p>

4 (略)

5 保護観察所の長は、保護司の職務の意義及び内容に關する広報を実施するとともに、第三項の推薦を行うに当たり、関係行政機関若しくは地方公共団体又は民間の団体若しくは個人の協力を得て、多様な人材の確保に資するように努めるものとする。

(削る)

(任期)

第六条 保護司の任期は、三年とする。ただし、再任を妨げない。

(職務の執行区域)

第七条 保護司は、その置かれた保護区の区域内において、職務を行うものとする。ただし、地方更生保護委員会又は保護観察所の長から特に命ぜられたときその他特に必要があるときは、当該区域外においても、職務を行うことができる。

2 保護司は、前項ただし書の規定によりその置かれた保護区の区域外において職務を行うとき(地方更生保護委員会又は保護観察所の長から特に命ぜられたときを除く。)は、あらかじめ、又はその職務を行つた後遅滞なく、地方更生保護委員会又は保護観察所の長にその旨を報告しなければならない。

(職務の遂行)

第八条 保護司は、地方更生保護委員会又は保護観察所

4 (略)

(新設)

第六条 削除

(任期)

第七条 保護司の任期は、二年とする。但し、再任を妨げない。

(職務の執行区域)

第八条 保護司は、その置かれた保護区の区域内において、職務を行うものとする。但し、地方更生保護委員会又は保護観察所の長から特に命ぜられたときは、この限りでない。

(新設)

(職務の遂行)

第八条の二 保護司は、地方更生保護委員会又は保護観

の長から指定を受けて当該地方更生保護委員会又は保護観察所の所掌に属する事務に従事するほか、保護観察所の長の承認を得た保護司会の計画の定めるところに従い、次に掲げる事務であつて当該保護観察所の所掌に属するものに従事するものとする。

一 犯罪をした者及び非行のある少年の改善更生を助け、又は犯罪の予防を図るための啓発及び宣伝の活動

二 犯罪をした者及び非行のある少年の改善更生を助け、又は犯罪の予防を図るための地方公共団体の施策及び民間団体の活動への協力

(削る)

三 その他犯罪をした者及び非行のある少年の改善更生を助け、又は犯罪の予防を図ることに資する活動で法務省令で定めるもの

(削る)

第十条・第十一条 (略)

(保護司会)

第十二条 (略)

2 保護司会は、次に掲げる事務を行うことを任務とする。

一 第八条に規定する計画の策定その他保護司の職務に関する連絡及び調整

二・三 (略)

察所の長から指定を受けて当該地方更生保護委員会又は保護観察所の所掌に属する事務に従事するほか、保護観察所の長の承認を得た保護司会の計画の定めるところに従い、次に掲げる事務であつて当該保護観察所の所掌に属するものに従事するものとする。

一 犯罪をした者及び非行のある少年の改善更生を助け、又は犯罪の予防を図るための啓発及び宣伝の活動

二 犯罪をした者及び非行のある少年の改善更生を助け、又は犯罪の予防を図るための民間団体の活動への協力

三 犯罪の予防に寄与する地方公共団体の施策への協力

四 その他犯罪をした者及び非行のある少年の改善更生を助け、又は犯罪の予防を図ることに資する活動で法務省令で定めるもの

第十条 削除

第十一条・第十二条 (略)

(保護司会)

第十三条 (略)

2 保護司会は、次に掲げる事務を行うことを任務とする。

一 第八条の二に規定する計画の策定その他保護司の職務に関する連絡及び調整

二・三 (略)

四 保護司の職務に関する研修の機会の提供

五 更生保護サポートセンター（保護司の職務の円滑かつ効果的な遂行に資する施設として法務省令で定めるものをいう。）の運営

六 その他保護司の職務の円滑かつ効果的な遂行を図るために必要な事務で法務省令で定めるもの

（保護司会連合会）

第十三条 （略）

2 保護司会連合会は、次に掲げる事務を行うことを任務とする。

一 三 （略）

四 保護司の職務に関する研修の機会の提供

五 その他保護司の職務又は保護司会の任務の円滑かつ効果的な遂行を図るために必要な事務で法務省令で定めるもの

（保護司会等への支援）

第十四条 保護観察所の長は、第十二条第二項に規定する保護司会の任務及び前条第二項に規定する保護司会連合会の任務の円滑かつ効果的な遂行を図るため、保護司会及び保護司会連合会に対し、情報の提供、助言その他の必要な支援を行うものとする。

（国の責務）

第十六条 国は、保護司が安全にかつ安心してその職務を円滑かつ効果的に行うことができる環境を整備するため、保護司が面接をするのに適当な場所の確保、保

（新設）

（新設）

四 その他保護司の職務の円滑かつ効果的な遂行を図るために必要な事項で法務省令で定めるもの

（保護司会連合会）

第十四条 （略）

2 保護司会連合会は、次に掲げる事務を行うことを任務とする。

一 三 （略）

（新設）

四 その他保護司の職務又は保護司会の任務の円滑かつ効果的な遂行を図るために必要な事項で法務省令で定めるもの

（新設）

（新設）

護司への支援体制の整備その他の必要な措置を講ずるものとする。

第十七条 (略)

(地方公共団体の協力)

第十八条 地方公共団体は、保護司、保護司会及び保護司会連合会の活動が、犯罪をした者及び非行のある少年の改善更生を助けるとともに犯罪を予防し、地域社会の安全及び住民福祉の向上に寄与するものであることに鑑み、その地方公共団体の地域の状況に応じ、その地域において行われる保護司、保護司会及び保護司会連合会の活動に対して必要な協力をするように努めなければならない。

2 地方公共団体は、第十六条の措置の実施に関し国から必要な協力を求められた場合には、これに応ずるよう努めなければならない。

(事業主の措置)

第十九条 事業主(国及び地方公共団体を除く。)は、その使用する者が保護司の職務を円滑かつ効果的に行うことができるよう、保護司の職務を行うための休暇を取得しやすい環境の整備その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(不利益取扱いの禁止)

第二十条 労働者が保護司の職務を行うために休暇を取得したことをその他保護司であること、保護司になろう

第十六条 (略)

(地方公共団体の協力)

第十七条 地方公共団体は、保護司、保護司会及び保護司会連合会の活動が、犯罪をした者及び非行のある少年の改善更生を助けるとともに犯罪を予防し、地域社会の安全及び住民福祉の向上に寄与するものであることに鑑み、その地域において行われる保護司、保護司会及び保護司会連合会の活動に対して必要な協力をすることができる。

(新設)

(新設)

(新設)

としたこと又は保護司であつたことを理由として、解  
雇その他不利益な取扱いをしてはならない。

第二十一条 (略)

第十八条 (略)

改正案	現行
<p>（定義）            第二条（略）</p> <p>2 この法律において「宿泊型保護事業」とは、次に掲げる者であつて現に改善更生のための保護を必要としているものを更生保護施設に宿泊させて、その者に対し、教養訓練、医療又は就職を助け、職業を補導し、社会生活に適応させるために必要な生活指導又は特定の犯罪的傾向を改善するための援助を行い、生活環境の改善又は調整を図る等その改善更生に必要な保護を行う事業をいう。</p> <p>一 保護観察に付されている者又は保護観察に付されていた者</p> <p>二 （略）</p> <p>三 拘禁刑につき刑の全部の執行猶予の言渡しを受け、刑事上の手続による身体の拘束を解かれた者</p> <p>四 七 （略）</p> <p>八 少年院から退院した者</p> <p>九 （略）</p> <p>三 七 （略）</p> <p>（国の措置等）</p>	<p>（定義）            第二条（略）</p> <p>2 この法律において「宿泊型保護事業」とは、次に掲げる者であつて現に改善更生のための保護を必要としているものを更生保護施設に宿泊させて、その者に対し、教養訓練、医療又は就職を助け、職業を補導し、社会生活に適応させるために必要な生活指導又は特定の犯罪的傾向を改善するための援助を行い、生活環境の改善又は調整を図る等その改善更生に必要な保護を行う事業をいう。</p> <p>一 保護観察に付されている者</p> <p>二 （略）</p> <p>三 拘禁刑につき刑の全部の執行猶予の言渡しを受け、刑事上の手続による身体の拘束を解かれた者（<u>第一号に該当する者を除く。次号及び第五号において同じ。</u>）</p> <p>四 七 （略）</p> <p>八 少年院から退院し、又は仮退院を許された者（<u>第一号に該当する者を除く。</u>）</p> <p>九 （略）</p> <p>三 七 （略）</p> <p>（国の措置等）</p>

<p>3 (略)</p> <p>(安全の確保)</p> <p>第六十一条の三 法務大臣は、認可事業者及び届出事業者の従業者が安全にその職務を行うことができるよう、これら事業者がその従業者の安全を確保することができるようにするために必要な施策の推進に努めなければならない。</p>	<p>2 地方公共団体は、更生保護事業が犯罪をした者及び非行のある少年の改善更生を助け、これにより犯罪を防止し、地域社会の安全及び住民福祉の向上に寄与するものであることに鑑み、その地方公共団体の地域の状況に応じ、その地域において行われる更生保護事業に対して必要な協力をするよう努めなければならない。</p>
<p>3 (略)</p> <p>(新設)</p>	<p>2 地方公共団体は、更生保護事業が犯罪をした者及び非行のある少年の改善更生を助け、これにより犯罪を防止し、地域社会の安全及び住民福祉の向上に寄与するものであることに鑑み、その地域において行われる更生保護事業に対して必要な協力をすることができ</p>

改正案	現行
<p>（国の責務等）</p> <p>第二条 国は、前条の目的の実現に資する活動であつて民間の団体又は個人により自発的に行われるもの（次項において「民間活動」という。）を促進し、同項の責務を果たすための地方公共団体の施策を支援し、これらの者と連携協力するとともに、更生保護に対する国民の理解を深め、かつ、その協力を得るよう努めなければならない。</p> <p>2 地方公共団体は、民間活動が地域社会の安全及び住民福祉の向上に寄与するものであることに鑑み、その地方公共団体の地域の状況に応じ、民間活動に対して必要な協力をするよう努めなければならない。</p> <p>3 （略）</p> <p>（委員長及び委員の任期）</p> <p>第七条 （略）</p> <p>2 委員長及び委員は、再任されることができ、委員長及び委員は、任期が満了した場合においても、後任者が任命されるまでは、第一項の規定にかかわらず、引き続き在任する。</p> <p>第十條 （略）</p> <p>（委員長）</p> <p>2 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたとき</p>	<p>（国の責務等）</p> <p>第二条 国は、前条の目的の実現に資する活動であつて民間の団体又は個人により自発的に行われるものを促進し、これらの者と連携協力するとともに、更生保護に対する国民の理解を深め、かつ、その協力を得るよう努めなければならない。</p> <p>2 地方公共団体は、前項の活動が地域社会の安全及び住民福祉の向上に寄与するものであることにかんがみ、これに対して必要な協力をすることができる。</p> <p>3 （略）</p> <p>（委員長及び委員の任期）</p> <p>第七条 （略）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>第十條 （略）</p> <p>（委員長）</p> <p>2 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が定</p>

は、あらかじめ委員長が定める順序により、常勤の委員が委員長の職務を代理し、又はその職務を行う。

(会議等)

第十一条 (略)

2・3 (略)

5 委員長に事故があり、又は委員長が欠けた場合における第二項の規定の適用については、前条第二項の規定により委員長の職務を代理し、又はその職務を行う常勤の委員は、委員長とみなす。

(委員の任期)

第十八条 委員の任期は、三年とする。ただし、再任を妨げない。

(保護司)

第三十二条 保護司は、地域社会を構成する一員として、それぞれの個性と能力を発揮して、保護観察官で十分でないところを補い、地方委員会又は保護観察所の長の指揮監督を受けて、保護司法（昭和二十五法律第二百四号）の定めるところに従い、それぞれ地方委員会又は保護観察所の所掌事務に従事するものとする。

(保護観察のための調査)

第六十四条 (略)

2・3 (略)

4 保護観察所の長は、保護観察のための調査において

める順序により、常勤の委員が委員長の職務を行う。

(会議等)

第十一条 (略)

2・3 (略)

5 委員長に事故がある場合における第二項の規定の適用については、前条第二項の規定により委員長の職務を行う常勤の委員は、委員長とみなす。

(委員の任期)

第十八条 委員の任期は、三年とする。

(保護司)

第三十二条 保護司は、保護観察官で十分でないところを補い、地方委員会又は保護観察所の長の指揮監督を受けて、保護司法（昭和二十五法律第二百四号）の定めるところに従い、それぞれ地方委員会又は保護観察所の所掌事務に従事するものとする。

(保護観察のための調査)

第六十四条 (略)

2・3 (略)

(新設)

、必要があると認めるときは、公務所又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる。

(鑑別の求め)

第七十八条の三 保護観察所の長は、刑法第二十五条の二第一項の規定により保護観察に付されている保護観察付執行猶予者(同項の規定により保護観察に付されている期間中に更に同項の規定により保護観察に付された保護観察付執行猶予者(以下「再保護観察付執行猶予者」という。)を除く。)について、その保護観察の開始に際し、執行を猶予された刑を言い渡される理由となった犯罪に結び付いた要因を的確に把握するため、少年鑑別所の長に対し、当該保護観察付執行猶予者の鑑別を求めるものとする。ただし、保護観察の実施のために必要とは認められないときは、この限りでない。

(保護観察の実施方法)

第八十一条の二 再保護観察付執行猶予者に対する保護観察は、当該再保護観察付執行猶予者が保護観察に付されている期間中に犯罪をしたことを踏まえ、当該犯罪に結び付いた要因の的確な把握に留意して実施しなければならぬ。

(収容中の者等に対する生活環境の調整)

(新設)

(保護観察の実施方法)

第八十一条の二 刑法第二十五条の二第一項の規定により保護観察に付されている期間中に更に同項の規定により保護観察に付された保護観察付執行猶予者(以下「再保護観察付執行猶予者」という。)に対する保護観察は、当該再保護観察付執行猶予者が保護観察に付されている期間中に犯罪をしたことを踏まえ、当該犯罪に結び付いた要因の的確な把握に留意して実施しなければならぬ。

(収容中の者に対する生活環境の調整)

第八十二条 保護観察所の長は、刑の執行のため刑事施設に収容され、若しくは労役場に留置されている者又は刑若しくは保護処分<sup>レ</sup>の執行のため少年院に収容されている者（以下「収容中の者等」と総称する。）について、その社会復帰を円滑にするため必要があると認めるときは、その者との面接を行うこと、その者の家族その他の関係人を訪問して協力を求めることその他の方法により、釈放後の住居、就業先その他の生活環境の調整を行うものとする。

2| 保護観察所の長は、前項の規定による調整を行うに当たっては、収容中の者等が収容されている刑事施設（労役場に留置されている場合には、当該労役場が附置された刑事施設）又は少年院の職員から参考となる事項について聴取し、及びこれらの者に面接への立会いその他の協力を求めることができる。

3| 前項の規定による聴取は、保護観察官又は保護司をして行わせるものとする。

4| 地方委員会は、第一項の規定による調整が有効かつ適切に行われるよう、保護観察所の長に対し、調整を行うべき住居、就業先その他の生活環境に関する事項について必要な指導及び助言を行うほか、同項の規定による調整が複数の保護観察所において行われる場合における当該保護観察所相互間の連絡調整を行うものとする。

5| 地方委員会は、前項の措置をとるに当たって必要があると認めるときは、収容中の者等との面接、関係人に対する質問その他の方法により、調査を行うことができる。

第八十二条 保護観察所の長は、刑の執行のため刑事施設に収容されている者又は刑若しくは保護処分<sup>レ</sup>の執行のため少年院に収容されている者（以下「収容中の者」と総称する。）について、その社会復帰を円滑にするため必要があると認めるときは、その者の家族その他の関係人を訪問して協力を求めることその他の方法により、釈放後の住居、就業先その他の生活環境の調整を行うものとする。

（新設）

（新設）

2| 地方委員会は、前項の規定による調整が有効かつ適切に行われるよう、保護観察所の長に対し、調整を行うべき住居、就業先その他の生活環境に関する事項について必要な指導及び助言を行うほか、同項の規定による調整が複数の保護観察所において行われる場合における当該保護観察所相互間の連絡調整を行うものとする。

3| 地方委員会は、前項の措置をとるに当たって必要があると認めるときは、収容中の者等との面接、関係人に対する質問その他の方法により、調査を行うことができる。

6 | (略)

(準用)  
第八十四条 第六十一条第一項及び第六十四条第四項の規定は、第八十二条第一項、第八十三条及び前条第一項の規定による措置について準用する。

(更生緊急保護の開始等)

第八十六条 更生緊急保護は、前条第一項各号に掲げる者の申出があつた場合において、保護観察所の長がその必要があると認めたとときに限り、行うものとする。  
収容中の者等から申出があり、その者が同項第一号、第二号、第五号、第八号又は第九号に掲げる者（第十八条の二において「刑執行終了者等」という。）に該当することとなつた場合において、保護観察所の長が必要があると認めたとときも、同様とする。

2 検察官、刑事施設の長又は少年院の長は、前条第一項各号に掲げる者について、刑事上の手続又は保護処分による身体の拘束を解く場合において、必要があると認めるときは、その者に対し、この節に定める更生緊急保護の制度及び申出の手続について教示しなければならぬ。収容中の者等について、必要があると認めるときも、同様とする。

3 保護観察所の長は、更生緊急保護を行う必要があるか否かを判断するに当たっては、その申出をした者の刑事上の手続に關与した検察官又はその者が収容されていた刑事施設（労役場に留置されていた場合には、当該労役場が附置された刑事施設）の長若しくは少年

4 | (略)

(準用)  
第八十四条 第六十一条第一項の規定は、第八十二条第一項、第八十三条及び前条第一項の規定による措置について準用する。

(更生緊急保護の開始等)

第八十六条 更生緊急保護は、前条第一項各号に掲げる者の申出があつた場合において、保護観察所の長がその必要があると認めたとときに限り、行うものとする。  
収容中の者等から申出があり、その者が同項第一号、第二号、第五号又は第九号に掲げる者（第十八条の二において「刑執行終了者等」という。）に該当することとなつた場合において、保護観察所の長が必要があると認めたとときも、同様とする。

2 検察官、刑事施設の長又は少年院の長は、前条第一項各号に掲げる者について、刑事上の手続又は保護処分による身体の拘束を解く場合において、必要があると認めるときは、その者に対し、この節に定める更生緊急保護の制度及び申出の手続について教示しなければならぬ。収容中の者等について、必要があると認めるときも、同様とする。

3 保護観察所の長は、更生緊急保護を行う必要があるか否かを判断するに当たっては、その申出をした者の刑事上の手続に關与した検察官又はその者が収容されていた刑事施設（労役場に留置されていた場合には、当該労役場が附置された刑事施設）の長若しくは少年

院の長の意見を聴かなければならない。ただし、仮釈放の終了により前条第一項第一号若しくは第二号に該当した者又は仮退院若しくは少年法第六十四条第一項第二号の保護処分を終了により前条第一項第九号に該当した者については、この限りでない。

院の長の意見を聴かなければならない。ただし、仮釈放の期間の満了によつて前条第一項第一号に該当した者又は仮退院の終了により同項第九号に該当した者については、この限りでない。

○ 住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）（附則第三項関係）

改正案		現行	
<p>別表第一（第三十条の九、第三十条の二十三、第三十条の二十八、第三十条の三十、第三十条の四十四、第三十条の四十四の十二、第三十条の四十四の十三関係）</p> <p>提供を受ける国の機関又は法人</p>	<p>一〇三十の二（略）</p>	<p>別表第一（第三十条の九、第三十条の二十三、第三十条の二十八、第三十条の三十、第三十条の四十四、第三十条の四十四の十二、第三十条の四十四の十三関係）</p> <p>提供を受ける国の機関又は法人</p>	<p>一〇三十の二（略）</p>
<p>三十の三 法務省</p>	<p>更生保護法（平成十九年法律第八十八号）による同法第二十五条第一項若しくは第三十六条第一項（同法第三十九条第五項、第四十二条及び第四十七条の三において準用する場合を含む。）の調査、同法第三十八条第一項の申出、同法第三章の保護観察の実施、同法第八十二条第一項の生活環境の調整の実施、同法第五項の調査、同法第八十三条若しくは第八十三条の二第一項の生活環境の調整の実施、同法第八十五条の更生緊急保護の実施、同法第八十八条の措置又は同法第八十八条の二若しくは</p>	<p>三十の三 法務省</p>	<p>更生保護法（平成十九年法律第八十八号）による同法第二十五条第一項若しくは第三十六条第一項（同法第三十九条第五項、第四十二条及び第四十七条の三において準用する場合を含む。）の調査、同法第三十八条第一項の申出、同法第三章の保護観察の実施、同法第八十二条第一項の生活環境の調整の実施、同法第五項の調査、同法第八十三条若しくは第八十三条の二第一項の生活環境の調整の実施、同法第八十五条の更生緊急保護の実施、同法第八十八条の措置又は同法第八十八条の二若しくは</p>

<p>三十の四く百二 十三 (略)</p>		<p>(略)</p>	<p>第八十八条の三の援助に関する事務であつて総務省令で定めるもの</p>
<p>三十の四く百二 十三 (略)</p>		<p>(略)</p>	<p>第八十八条の三の援助に関する事務であつて総務省令で定めるもの</p>